

規程第 23 号

公益社団法人徳島森林づくり推進機構 緑の募金運営協議会運営規程

(総則)

第1条 緑の募金運営協議会(以下「協議会」という。)の運営については、公益社団法人徳島森林づくり推進機構(以下『機構』という。)定款に定めるもののほか、本規程に定めるところによる。

(協議会の開催)

第2条 協議会は、理事長が招集するものとし、協議会会長が必要をあると認めるときは、協議会会長がこれを招集することができる。

2 協議会の招集は、開催日の10日前までに、その協議会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議決方法)

第3条 協議会は、協議会委員(以下「委員」という。)総数の2分の1以上の出席を得て開催し、提出議案を議決する。

2 協議会の議事は、過半数以上の賛成を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面による議決)

第4条 委員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、協議会開催日の前日までに協議会会長に提出するものとする。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者数に加算する。

(報償等)

第5条 機構は、出席した委員に別に定める報償及び費用弁償を支払うものとする。

(協議会の会務)

第6条 協議会の会務は機構で処理し、協議事項及びその結果について議事録等を整備しておくものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この規定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。